

# 令和 3年度事業計画

## 1. 貿易促進事業

### (1) ITMAASIA+CITME2020(2021年)の協賛事業

欧州繊維機械製造事業者団体(CEMATEX)と中国紡織機械器材工業協会(CTMA)等は、ITMAASIA+CITME2020を2021年6月12日～16日まで中国上海市「National Exhibition and Convention Center (NECC)」で開催します。

日本繊維機械協会(以下、「協会」と略す。)は、コロナウィルスの感染拡大に伴う状況の下、円滑な展示会への参加に向けて、ビザ取得等渡航に必要な諸手続の状況等についてCTMAを通じて中国政府への陳情及び情報収集を引き続き行います。同時にITMAServicesを通じてCEMATEX加盟の欧州メーカーの情報収集及び展示会の運営等について我が国出展者の現状を報告する等により弾力的な運用改善を働きかけします。

日本からITMAASIA+CITME2020(2021)への出展申込状況は本日時点で下記の通りです。なお、3月12日(金)まで出展床面積の変更が可能とのことから、今後変更になることと思います。

	展示会開催時期	出展企業数	出展床面積(m <sup>2</sup> )
2016年	10月21日～25日	42	4,299
2018年	10月15日～19日	39	3,932
2021年	6月12日～16日	26	3,039

また、ITMAASIA2022、ITMA2023、当初は2021年に予定していた中国深圳での新規展示会等については、今後CTMA、CEMATEX及びITMAServicesと情報収集や意見交換等を行います。

### (2) インドにおける展示会について

India ITME Societyは、「India ITME 2020」を、2021年にIndia Exposition Mart Ltd, Noida.で開催します。協会は、国際・貿易問題研究会を事前に開催して、会員企業のインド市場における課題や展示会に関する改善要望等を取りまとめ、現地大使館やJETRO等関係機関や展示会の主催者であるIndia ITME Societyへ働きかけして改善に向けて努力します。

	展示会会期	出展企業数 合計	出展床面積 合計(m <sup>2</sup> )
2016年	12月3日～08日	1,050	INDIA ITME SOCIETY に 問い合わせ中
2021年	12月8日～13日		

### (3) ウズベキスタンでの展示会支援(JETRO-JAPAN ロゴマークを利用予定)

CAITME 2018( Central Asian International Textile Machinery Exhibition )は、ウズベキスタン国タシケント市で開催されました。日本からの出展者はいずれも現地代理店を介しての出展とことから、日本企業である旨の視認性を高めることを目的として JETRO-JAPAN ロゴマークを協会が印刷・作成し、出展者のブースへ貼付する等支援しました。2021 年も出展する企業のニーズを踏まえて継続して支援する予定です。

また、ITMA2019(バルセロナにて開催)において、CAITME の事務局長が協会のブースを往訪し、展示場に National Pavilion を用意するので日本の企業も活用して欲しい。中国や韓国は既にこの制度を利用して出展しているのでは是非展示会を見て欲しいとの依頼を受けました。そこで、必要に応じて CAITME2020(2021 年 10 月 6～8 日タシケント市)の現地調査を行います。

### (4) 中国・インド等諸外国からの来日支援等

2020 年はコロナウィルスの感染拡大に伴い、かかる事案はありませんでしたが、2019 年は、協会は CTMA をはじめ、中国紡織工業連合会、インド繊維省等の来日支援を行ってきました。今後も、かかる要請を受けた際には、来日受入支援等を行います。

## 2. 調査研究事業

### (1) 繊維機械統計表の作成

協会は、我が国の繊維機械の生産活動等の実態把握を目的として、生産(生産動態統計調査:経済産業省)、輸出・輸入(貿易統計調査:財務省)及び受注(機械受注統計調査:内閣府)に関する統計を収集し、輸出・輸入統計については生産動態統計調査と品目の概念範囲が整合的になるように協会加工再集計して「繊維機械統計表」を作成します。

### (2) 我が国貿易統計について

貿易統計の一部の品目については貿易統計分類や通関業務上の問題もあって生産と整合的な動向を把握できない品目が存在します。生産と整合的な品目概念で輸出データが利用できる方策について、会員企業の協力を得て試算値を推計するとともに公表に向けて時系列整備等を行います。

### (3) 歴史的な繊維機械の情報収集等調査

① 協会は、国立科学博物館産業技術史資料情報センター(以下、「国立博物館」と略す。)からの依頼を受けて、日本の産業技術(繊維機械)の発展を示す資料(主として機械等)がどこの会社のどこの施設にどのように残されているかを明らかにする「所在調査」を2015年9月から開始しました。そして、会員企業の協力を得て・産業技術博物館データベース(HITNET)への登録情報を収集し、2016年12月に公開しました。その後も追加等フォローアップを実施し、2020年末時点では143件の資料を登録しました。今年度も適宜フォローアップを実施します。

産業技術史資料情報センター/産業技術史資料情報データベース/産業機械関連/繊維機械技術  
( <http://sts.kahaku.go.jp/sts/result.php?c=1147> )

② 2020年、国立博物館より、技術発達と社会・文化・経済等の関わりを明らかにする「技術の系統化研究」の依頼を受けました。会員企業の協力を得られた機種について本研究を実施し、研究がまとまったところから調査報告書を取りまとめます。本研究の進捗によっては最終的な調査報告書のとりまとめまで数年度に渡ることも考慮しながら進めます。

同時に、今日では多くの力織機メーカーが廃業していることから、設計図等の基本情報が散逸するのを防ぐために、このような関連情報もあわせて収録するように務めます。

(直近前年の実績)

技術の系統化調査報告	第12集	2019年3月	クロック技術の系統化調査
	第26集	2019年3月	電子楽器の技術発展の系統化調査 抗がん薬創製技術の系統化調査
	第27集	2019年6月	DVD技術の系統化調査

③ 西陣をはじめとする絹織物産地から、力織機の供給要請がなされてから既に相当の時間が経過しました。また、修理等の人材を求める声にも可能な限り対応するため、絹織物産地の要望等調査を可能な範囲で引き続き実施します。

### (4) 我が国繊維機械の市場調査等情報収集活動(新規)

2020年はコロナウィルスの感染拡大に伴い、国内ではJETORやアジア経済研究所等が開催するセミナー等がWebを通じて数多く開催されました。この中には、主要な輸出先である中国、イン

ド及び東南アジア等の経済状況や、米中間の世界的規模での覇権競争（政治面及び経済面）の行方に関するもの等会員企業にとっても関心が高いセミナーも数多くあります。そこで、協会は新規の事業として、このような我が国繊維機械の輸出に関連したセミナーへ積極的に参加し、かかる情報を収集し会員企業へ提供することとします。

### 3. 知的財産研究活動の推進

#### (1) 我が国知財当局への働きかけ

毎年末に特許庁の繊維機械審査官等との意見交換の場を通じて、特許審査の適正化、諸外国との比較で日本固有の制度の改善及び知財の早期権利化が実現するような改善策等を提案してその改善にむけて働きかけを行います。

#### (2) ITMAASIA+CITME2020(2021年)等中国における活動

##### ① CTMAによる模倣品展示の事前抑止活動について

展示会における模倣品対策については、ITMAASIA+CITME2018において、CTMAによる事前警告書の発出が大変大きな効果がありました(下記注参照)。そこで、2021年においても同様の警告書の発出をCTMAへ依頼しましたところ、快諾を得ましたので2021年も実施します。会員企業が申し立てした件数は、2018年 21社⇒ 2021年 23社、同 114件⇒ 同 29件です。

注； ITMAASIA+CITME2018においては、主催者であるCTMAは、中国企業の展示会への出展に際して、知財問題を抱える企業はその問題を解決してから出展するように規約化しています。そこで、協会の会員企業が自社の権利を侵害している中国企業をリスト化してCTMAを通じて展示会前に警告書をCTMAから21社に発出してもらい、CTMA職員による事実確認を行ってもらいましたところ。約半数の11社は出展を取りやめ、日本側が申し出た侵害権利の全て及び一部回避といった直接的な効果がありました。また、直接的な効果がなかった10社の内、展示会終了後に1社からCTMAを通じて調停の申し出がありました。

なお、我が国からの申立件数が大幅に減っているのは、2018年は型番毎にカウントしたことによるものです。

##### ② IPR・Office 権限の強化について

展示会場におけるIPR・Officeの運営等の強化について、特に運用規定に関してCTMAを通じ

て情報収集し、次回、改善要望を行います。

### ③ 中国における知的財産権意識向上に資する事業について

ITMAASIA+CITME2020 の会期中に第二回日中合作知財セミナーの実施を CTMA は強く要望しています。また、2018 年の展示会において第一回の知財セミナーを実施しましたところ。出席者からは次回の展示会においても同様のセミナーを開催して欲しいとの意見が多く寄せられました。

しかし、コロナウィルスの感染拡大に伴う日中間の厳しい渡航状況等を踏まえて、第二回知財セミナーは次回の展示会に開催にすることで CTMA と合意しました。このような状況を踏まえて、次回のセミナーのテーマ等について検討します。

### ④ Shanghai TEX.2021 への対応

Shanghai TEX.2021 は、2021 年 11 月 23～26 日に上海市浦東の上海新国際展覽中心で開催されます。コロナウィルスの感染状況等を踏まえて、模倣品等の現地調査を実施する知財委員を支援するために必要に応じて出張します。

### ⑤ 知財担当社員を組織化した委員会組織の発足等について

CEAMTEX 及び CTMA には会員企業の知財担当社員を組織化した我が国協会の知的財産専門委員会のような委員会組織はありません。CEAMTEX は外部の弁護士事務所が代行しています。CTMA は協会職員が我々知財委員会の窓口となっているのが現状です。そこで、日本の知財委員会の目的や活動等を紹介し、メーカー各社の知財担当社員を組織化した委員会組織の組成について意見交換等を通じて理解を深め、その組織化について支援等します。

### ⑥ 相互理解を一層深めるための意見交換等

中国知財当局や在中 JETRO 知財部等現地知財関係機関と、コロナウィルスの感染状況等を踏まえて、グローバルな視点から知的財産権に関する共通課題等について意見交換します。

## 4. 繊維機械の標準化について

(1) JIS、ISO/IEC 等規格の定期見直しを引き続き実施する。

## (2) CTMA が推進している標準規格化への対応

① CTMA は 2016 年から欧州企業も交えて繊維機械の標準化に取り組んでいます。そこで、今後、我が国繊維機械の最大の輸出市場である中国への自由な輸出が CTMA による標準化により阻害されないためにも迅速に情報収集等する必要があると認識しています。また、直接的な輸出障害にならないまでも、日本メーカーが規格策定作業へ参画しないことをもって、当該規格の入手に際して法外な費用を請求される等の弊害も懸念されること等から、2019 年度から、CTMA の標準化規格に関する情報収集を開始しました。

② そこで、2021 年度は、① 横編み機、② 丸編み機、③ スピニングセクター(紡績機械)、④ 染色・印刷、⑤ 立て編み機、織機及び化学繊維部門について、コロナウィルスの感染状況等を踏まえて、2021 年の CTMA での開発スケジュール等を確認し、必要に応じて各種委員会へ参画して積極的に情報収集を行います。

(3) 標準化委員会活動の一環として、川上に位置する紡績から川下までを一気通貫した情報のあり方等について、必要に応じて検討する場を設けます。なお、工業用ミシンを所管する縫製工業会は 2019 年度に共通基盤ネットワーク研究会を開始し、部品等用語の統一に向けてアパレル産業や CAD/CAM メーカー等と協業しました。また、2020 年度も 3 回にわたり Sler 視点での装置立ち上げとスマートファクトリー構築の事例研究等を行っています。協会は必要に応じて情報収集や情報交換等を行います。

(4) 第四次産業革命、IoT、ビッグデータ及び AI 等々、製造現場における情報の高度活用が求められています。協会は、ロボット推進協議会(IRR)等の場を通じて情報収集し、会員企業への情報提供を引き続き実施します。

## 5. 物づくり・繊維機械の魅力等情報発信事業について(新入社員採用対策)

一部の会員より、新入社員の採用が厳しいとの声があります。他の多くの業会団体は国内で開催する展示会等の場で学生対象としたセミナーやコンクール等を通じて、物づくりの楽しさ、最新鋭の機器や当該機器の社会的な貢献等を訴求してリクルートの一助としています。

協会は、第 7 回大阪国際繊維機械ショー(2001.10.08~10.13・7th OTEMAS)を最後に、国内

での展示会を開催していないことから、かかる活動を行うことが出来ません。また、繊維機械は直接国民の目に触れることがないB2Bの商品であることから、多くの学生の認知度は低い水準に留まっているものと思われます。

そこで、各社が実施しているインターンシップや研究活動支援の紹介、繊維機械のプロモーションビデオ等のコンテンツを提供いただき、繊維機械の魅力を広く周知する活動を日本繊維機械学会とも必要に応じて連携して行うためのマスタープラン等の検討を行います。

## 6. 関係機関との交流及び協力

### (1) 行政機関等への協力

協会は、中小企業等経営強化法に基づく固定資産税減税措置に伴うに証明書の発行を継続して令和5年3月31日まで行います(令和3年度税制改正で2年間の延長が認められました。)

### (2) 協会活動の活性化等について

## 7. トップセミナーの実施

会員代表者を対象として、日々の繊維機械に特化した目線を一段と高くして、グローバルかつ中長期的な目線で経営を考えられるような時事問題、通商、経済問題等について、その課題に精通した講師を招いてトップセミナーを秋の理事会時に開催します。テーマの設定及び講師については会員のニーズを踏まえて決定します。

## 7. その他

一般社団法人への移行に伴う所用の報告「公益目的支出計画実施報告書」(事業報告及び決算状況を内閣府所定の様式で)内閣府へおこないます。